○福井県建築基準条例

昭和３６年４月７日
福井県条例第２１号

福井県建築基準条例を公布する。

福井県建築基準条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害危険区域等における建築物（第３条―第３条の３）
第２章の２　長屋および共同住宅（第４条）
第３章　特殊建築物
第１節　木造建築物等である共同住宅および寄宿舎（第５条・第６条）
第２節　百貨店（第７条・第８条）
第３節　自動車の車庫および修理工場（第９条―第１２条）
第４節　公衆浴場（第１３条―第１６条）
第５節　興行場（第１７条―第２２条）
第４章　特別の配慮を要する特殊建築物（第２３条―第２９条）
第５章　日影による中高層の建築物の高さの制限（第３０条）
第５章の２　道に関する基準（第３０条の２・第３０条の３）
第６章　雑則（第３１条―第３４条）
第７章　罰則（第３５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第３９条第１項および第２項、第４０条（第８８条第１項において準用する場合を含む。）、第４３条第３項ならびに第５６条の２第１項の規定による建築物の建築等に関する制限その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（全部改正〔昭和４７年条例２０号〕、一部改正〔昭和５２年条例４７号・平成１２年８４号・３０年３６号〕）

（用語の定義）

第２条　この条例における用語の定義は、法および建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

第２章　災害危険区域等における建築物

（災害危険区域の指定）

第３条　法第３９条第１項の規定により災害危険区域として指定する区域（以下「災害危険区域」という。）は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の規定により知事が指定した急斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。）とする。

（追加〔昭和４７年条例２０号〕、一部改正〔平成１６年条例４８号・２７年２５号〕）

（災害危険区域内の建築物）

第３条の２　災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の基礎および主要構造部は、鉄筋コンクリート造またはこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖（勾配が３０度をこえる傾斜地をいう。次条において同じ。）に直接面していないものでなければならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。

（追加〔昭和４７年条例２０号〕、一部改正〔平成３０年条例３６号〕）

（崖附近の建築物）

第３条の３　高さ３メートルを超える崖の下端に隣接する崖以外の土地に建築物（居室を有する建築物であって災害危険区域内または土砂災害特別警戒区域内にあるものを除く。）を建築する場合であって、崖の上端からの水平距離が、崖の高さの２倍以内の位置に建築物を建築し、もしくは建築物の敷地を造成するとき、または高さ３メートルを超える崖の上端に隣接する崖以外の土地に建築物（居室を有する建築物であって災害危険区域内にあるものを除く。）を建築する場合であって、崖の下端からの水平距離が、崖の高さの２倍以内の位置に建築物を建築し、もしくは建築物の敷地を造成するときは、崖の形状もしくは土質または建築物の位置、規模もしくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、崖の形状または土質により安全上支障がない場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、崖の上端に隣接する崖以外の土地に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎が崖の崩壊に影響を及ぼさないとき、および崖の下端に隣接する崖以外の土地に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造もしくはこれに類する構造とし、または崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。

（追加〔昭和４７年条例２０号〕、一部改正〔平成１６年条例４８号・３０年３６号〕）

第２章の２　長屋および共同住宅

（長屋および共同住宅）

第４条　都市計画区域および準都市計画区域内の長屋の各戸の主要な出入口または共同住宅の主要な出入口は、道路または２メートル以上の幅員をもって道路に通じる敷地内の通路に面しなければならない。

２　長屋（準耐火建築物を除く主要構造部の政令第１０９条の４に規定する部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（以下「木造建築物等」という。）に限る。）は、４戸建以下で、かつ、階数は、２以下でなければならない。

（一部改正〔昭和４７年条例２０号・平成５年２２号・１３年２９号・１９年６１号〕）

第３章　特殊建築物

第１節　木造建築物等である共同住宅および寄宿舎

（一部改正〔平成１３年条例２９号〕）

（２階に設ける共同住宅および寄宿舎）

第５条　床面積が１００平方メートルを超える木造建築物等である共同住宅および寄宿舎は、特定主要構造部が耐火構造でない工場の作業場の上階に設けてはならない。

（一部改正〔平成１３年条例２９号・令和６年２１号〕）

（共同炊事場）

第６条　木造建築物等である共同住宅（準耐火建築物を除く。）または寄宿舎（準耐火建築物を除く。）の火気を使用する共同炊事場は、階段下に設けてはならない。

（全部改正〔昭和４７年条例２０号〕、一部改正〔平成５年条例２２号・１３年２９号〕）

第２節　百貨店

（敷地と道路との関係）

第７条　百貨店でその用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以上のものは、２以上の道路に面しなければならない。ただし、敷地がその周囲の長さの３分の１以上道路に接している場合は、この限りでない。

２　前項の道路で主要な道路の幅員は、１０メートル以上でなければならない。

（屋外への出入口）

第８条　百貨店の客用の屋外への出入口は、道路に面し、その前面には間口がそれぞれの出入口の幅員の合計以上、かつ、奥行が道路境界から３メートル以上で道路に接する空地を設けなければならない。

２　前項の空地内には特定主要構造部が耐火構造で床面からの高さが３、５メートル以上にある建築物の部分を造ることができる。

（一部改正〔令和６年条例２１号〕）

第３節　自動車の車庫および修理工場

（自動車の出入口）

第９条　自動車の車庫（消防の用に供する自動車の車庫および床面積の合計が５０平方メートル以下の自動車の車庫を除く。）および修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。

（１）　幅員６メートル未満の道路

（２） 道路上に設ける電車停留所、引返し場、安全地帯、横断歩道もしくは橋詰めまたは踏切から１０メートル以内の道路

（３） 道路の交差点または曲がり角から５メートル以内の道路

（４） 小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から２０メートル以内の道路

（一部改正〔平成３０年条例１９号・３６号〕）

（前面空地）

第１０条　自動車の車庫および修理工場の自動車の出入口の前面には、奥行１メートル以上の空地を設けなければならない。

（上階を有する車庫等の構造）

第１１条　その用途に供する部分の床面積が１００平方メートルを超える自動車の車庫および修理工場で、直上階の床面積が１００平方メートルを超えるものまたは直上に２以上の階があるものは、その用途に供する部分を耐火構造とし、その他の部分との区画の開口部には特定防火設備を設けなければならない。

（一部改正〔平成１３年条例２９号〕）

（他の用途部分との区画）

第１２条　前条に規定する場合を除くほか、建築物の一部に自動車の車庫または修理工場を設ける場合は、その部分とその他の部分とを、準耐火構造とした壁または法第２条第９号の２ロに規定する防火設備（以下「防火設備」という。）で区画しなければならない。

（一部改正〔平成５年条例２２号・１３年２９号〕）

第４節　公衆浴場

（屋根）

第１３条　公衆浴場の屋根は、不燃材料で造り、またはふかなければならない。

（煙突）

第１４条　公衆浴場の煙突は、その高さを地盤面上１５メートル以上としなければならない。

（火たき場）

第１５条　公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料でおおい、直上階の床（直上階を有する場合に限る。）を準耐火構造とし、または天井を不燃材料でおおい、および開口部には防火設備を設けなければならない。

（一部改正〔平成１３年条例２９号〕）

（灰捨て場）

第１６条　公衆浴場の灰捨て場は、耐火構造としなければならない。

（全部改正〔昭和４７年条例２０号〕）

第５節　興行場

（敷地と道路との関係）

第１７条　劇場、映画館および演芸場（以下「興行場」という。）の敷地は、客席の床面積に応じて次の表にかかげる幅員の道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
２００平方メートル以下のもの	４メートル以上
２００平方メートルをこえるもの	６メートル以上

２　前項の敷地は、その周囲の長さの８分の１以上が同項の道路に接しなければならない。ただし、公園広場その他の空地に避難上有効に接する場合は、この限りでない。

（前面空地）

第１８条　興行場には主要な出入口の前面に道路に接する空地（以下「前面空地」という。）を設けなければならない。

２　前面空地の奥行は、客席の床面積の合計が２００平方メートル以下のものは２メートル、２００平方メートルをこえるものは、６０平方メートルを増すごとに１５センチメートルを加算した数値以上とし、道路に接する部分の長さは、４メートル以上としなければならない。

３　第８条第２項の規定は、第１項の場合に準用する。

（側面空地）

第１９条　興行場には主要客席の両側に沿って第１７条の道路または公園もしくは広場の類に避難上有効に通じる空地（以下「側面空地」という。）を設けなければならない。

２　前条第２項の奥行についての規定は、側面空地の幅員に準用する。

３　第８条第２項の規定は、第１項の場合に準用する。

４　興行場が耐火建築物で避難上、防火上支障のない場合は、側面空地を片側のみとすることができる。

５　次に掲げる道路または廊下は、側面空地とみなす。

（１）　主要客席に沿う道路

（２）　主要客席の側面に接して幅員が第２項の規定による数値を有し、客席との出入口に特定防火整備を設けた耐火構造の廊下

（一部改正〔平成１３年条例２９号〕）

（客用の出入口）

第２０条　興行場の主要な出入口は、第１７条の道路に面し、その他の出入口は、前面空地または側面空地に面しなければならない。

（客席の段床）

第２１条　興行場の客席に設ける段床は、その床幅８０センチメートル以上、各段の高さ５０センチメートル以下としなければならない。

２　前項の段床を縦断する通路で高さが３メートルをこえる場合は、高さ３メートル以内ごとに、廊下

または階段に通じるずい道または横断通路を設けなければならない。

（廊下および通路）

第２２条　興行場の廊下および客席内の通路には段を設けてはならない。ただし、客席の段床を縦断する通路、その他やむを得ない場合においては、この限りでない。

第４章　特別の配慮を要する特殊建築物

（追加〔平成８年条例４０号〕）

（適用の範囲）

第２３条　この章の規定は、次に掲げる特殊建築物に適用する。

（１）　学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、児童福祉施設等、公会堂または集会場の用途に供する建築物

（２）　飲食店（料理店、キャバレーその他これらに類するものを含む。）の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル以下のものを除く。）

（３）　物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以下のものを除く。）

（４）　体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、公衆浴場、ホテルまたは旅館の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以下のものを除く。）

（５）　共同住宅または寄宿舎の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートル以下のものを除く。）

（６）　第２号および第３号の用途に併せて供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以下のものを除く。）

（７）　第２号および第４号の用途、第３号および第４号の用途または第２号、第３号および第４号の用途に併せて供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以下のものを除く。）

（追加〔平成８年条例４０号〕）

（利用者用の出入口等）

第２４条　前条各号の用途に供する建築物の利用者（以下「利用者」という。）の用に供する避難階における直接屋外に通じる主要な出入口（前条第５号に掲げる建築物にあっては、共用のものに限る。）は、その１以上を次に掲げる構造としなければならない。

（１）　幅は、８０センチメートル以上であること。

（２）　床面には、通行の際に支障となる段差を設けないこと。

２　利用者の用に供する居室の主要な出口（前条第５号に掲げる建築物にあっては、共用のものに限る。）は、それぞれその１以上を前項各号に掲げる構造としなければならない。

（追加〔平成８年条例４０号〕）

（利用者用の敷地内の通路）

第２５条　前条第１項の出入口と道路との間の利用者の用に供する通路は、その１以上を次に掲げる構造としなければならない。

（１）　幅員は、１．２メートル以上であること（政令第１２８条の規定により、当該通路の幅員を１．５メートル以上としなければならない場合を除く。）。

（２）　高低差がある場合にあっては、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。

ア　幅は、１．２メートル（段を併設する場合にあっては、９０センチメートル）以上であること。

イ　こう配は、１２分の１（高低差が１６センチメートル以下の場合にあっては、８分の１）を超えないこと。

ウ　高低差が７５センチメートルを超える傾斜路にあっては、当該高低差が７５センチメートル以内ごとに踏幅が１．５メートル以上の踊り場を設けること。

（追加〔平成８年条例４０号〕）

（利用者用の廊下等）

第２６条　利用者の用に供する廊下その他これに類するもの（第２３条第５号に掲げる建築物にあっては、共用のものに限る。）は、次に掲げる構造としなければならない。

（１）　幅は、１．２メートル以上であること（政令第１１９条の規定により、廊下の幅を同条の表に掲げる数値以上としなければならない場合を除く。）。

（２）　高低差がある場合にあっては、前条第２号に掲げる構造の傾斜路を設けること。

（３）　次に掲げる建築物にあっては、手すりを設けること。

ア　病院

イ　診療所

ウ　児童福祉施設等のうち身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設および視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設

（追加〔平成８年条例４０号〕、一部改正〔平成１８年条例６０号〕）

（利用者用の階段）

第２７条　利用者の用に供する階段（第２３条第５号に掲げる建築物にあっては、共用のものに限る。）は、回り段としてはならない。

（追加〔平成８年条例４０号〕、一部改正〔平成１３年条例２９号〕）

（制限の緩和）

第２８条　次の各号のいずれかに該当する建築物については、第２４条から前条までの規定は、適用し

ない。

（１） 第２４条から前条までの規定に適合する建築物と同等以上に安全上支障がないと特定行政庁が認めるもの

（２） 敷地その他の状況について、知事が定める基準に照らしてやむを得ないと特定行政庁が認めるもの

（追加〔平成８年条例４０号〕）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第２９条　特定行政庁は、法第３条第２項の規定により第２４条から第２７条までの規定の適用を受けない第２３条各号に掲げる建築物またはその部分（法第３条第３項第１号もしくは第５号に該当する建築物もしくはその部分を除く。次項において同じ。）について増築または改築をする場合においては、当該増築または改築をする部分以外の部分に対しては、第２４条から第２７条までの規定による制限を緩和することができる。

２　特定行政庁は、法第３条第２項の規定により第２４条から第２７条までの規定の適用を受けない第２３条各号に掲げる建築物またはその部分について大規模の修繕または大規模の模様替えをする場合においては、第２４条から第２７条までの規定による制限を緩和することができる。

（追加〔平成８年条例４０号〕）

第５章　日影による中高層の建築物の高さの制限

（追加〔昭和５２年条例４７号〕、一部改正〔平成８年条例４０号〕）

（法第５６条の２第１項の条例で指定する区域、平均地盤面からの高さおよび号）

第３０条　法第５６条の２第１項の規定により条例で指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の条例で指定する平均地盤面からの高さおよび号は、同表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる高さおよび右欄に掲げる号とする。

区域	高さ	号
第１種低層住居専用地域の全部		（２）
第２種低層住居専用地域の全部		（２）
田園住居地域の全部		（２）
第１種中高層住居専用地域の全部	４メートル	（２）
第２種中高層住居専用地域の全部	４メートル	（２）
第１種住居地域の全部	４メートル	（２）
第２種住居地域の全部	４メートル	（２）
準住居地域の全部	４メートル	（２）

（追加〔昭和５２年条例４７号〕、一部改正〔平成５年条例２２号・８年４０号・１４年６４号・３０年１９号〕）

第５章の２　道に関する基準

（追加〔平成１５年条例２７号〕）

（道路の位置の指定）

第３０条の２　政令第１４４条の４第２項の規定により条例で定める基準は、都市計画区域および準都市計画区域に限り、次に掲げるとおりとする。

（１）　延長が３５メートルを超える袋路状道路は、終端および区間３５メートル以内ごとに知事が別に定める自動車の転回広場を設けたものであること（幅員が６メートル以上の場合を除く。）。

（２）　道が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈曲する箇所で、その内角が１２０度未満となる角地に設けるすみ切りの辺の長さは、その交差角および道路の幅員に応じ、知事が別に定めるものであること（周囲の状況によりやむを得ない場合またはその必要がないと認められる場合を除く。）。

（３）　縦断勾配が９パーセント以下（周囲の状況によりやむを得ないと認められる場合を除く。）であること。

（４）　雨水の排水に必要な横断勾配を設けたものであること。

（追加〔平成１５年条例２７号〕、一部改正〔平成１９年条例６１号〕）

（道路の位置の表示）

第３０条の３　法第４２条第１項第５号の規定により道路の位置の指定を受けたときは、当該道路を築造した者は道路の位置を標示するためのコンクリート造または石造のくいを設置しなければならない。ただし、側溝、縁石等により道路の境界が明確である場合は、この限りでない。

（追加〔平成１５年条例２７号〕）

第６章　雑則

（追加〔平成１２年条例８４号〕）

（確認申請等の取下げ）

第３１条　法の規定により、建築主事等に確認の申請をした者または知事に許可の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、建築主事等または知事にその旨を届け出なければならない。

（全部改正〔平成１９年条例５２号〕、一部改正〔令和６年条例２１号〕）

（工事取りやめ）

第３２条　建築物、建築設備または工作物（以下「建築物等」という。）の確認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事等に届け出なければならない。

（追加〔平成１２年条例８４号〕、一部改正〔令和６年条例２１号〕）

（建築主等の変更）

第３３条　確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、規則で定めるところにより、その旨を建築主事等に届け出なければならない。

２　建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事等に届け出なければならない。

（追加〔平成１２年条例８４号〕、一部改正〔令和６年条例２１号〕）

（私道の変更または廃止）

第３４条　法第４２条第１項第３号もしくは第５号または同条第２項の道を変更し、または廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公告するものとする。

（追加〔平成１２年条例８４号〕）

第７章　罰則

（一部改正〔平成８年条例４０号・１２年８４号〕）

（罰則）

第３５条　第３条の２から第２２条までおよび第２４条から第２７条までの規定に違反した場合における当該建築物または工作物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物または工作物の工事施工者）は、２０万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主または工作物の築造主の故意によるものであるときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主または工作物の築造主に対しても前項の刑を科する。

３　法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前２項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して本条の刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽されたことの証明があったときは、その法人または人については、この限りでない。

（一部改正〔昭和４７年条例２０号・５２年４７号・平成４年２号・８年４０号・１２年８４号・１５年２７号〕）

附　則

この条例は、昭和３６年６月１日から施行する。

附　則（昭和４７年条例第２０号）

この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則（昭和５２年条例第４７号）

この条例は、昭和５３年１月１日から施行する。

附　則（平成４年条例第２号）

この条例は、平成４年５月７日から施行する。

附　則（平成５年条例第２２号）

（施行期日）

１　この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２２条の２の規定の適用については、改正法附則第４条の規定が適用される間は、なお従前の例による。

附　則（平成８年条例第４０号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年条例第８４号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３１条第２項の改正規定は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成１３年規則第５０号で平成１３年５月１８日から施行）

附　則（平成１４年条例第６４号）

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第３１条第２項の改正規定（「第５３条第５項第３号」を「第５３条第４項もしくは第５項第３号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成１４年規則第７１号で平成１５年１月１日から施行）

附　則（平成１５年条例第２７号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年条例第４８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年条例第３９号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条中福井県建築基準条例第３１条第２項の改正規定（「第８７条第２項または第３項」を「第８７条第２項もしくは第３項または法第８８条第２項」に改める部分、「第５９条の２第１項」の次に「、法第６７条の２第３項第２号、第５項第２号もしくは第９項第２号」を加える部分および「、法第８６条の２第２項」を「または法第８６条の２第２項」に改め、「または法第８８条第

２項において準用する法第４８条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第１０項ただし書、第１１項ただし書もしくは第１２項ただし書、法第５１条もしくは法第８７条第２項もしくは第３項中法第４８条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第１０項ただし書、第１１項ただし書もしくは第１２項ただし書もしくは法第５１条に関する部分」を削る部分に限る。）　公布の日

（２）　第１条中福井県建築基準条例第３１条第２項の改正規定（「第５２条第９項、第１０項もしくは第１３項」を「第５２条第１０項、第１１項もしくは第１４項」に、「第５７条の２第３項」を「第５７条の５第３項」に改め、「第５６条の２第１項ただし書」の次に「、法第５７条の４第１項ただし書」を加える部分および「第８５条第３項もしくは第４項」を「第８５条第３項もしくは第５項」に改める部分に限る。）および第２条の規定　公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日

（平成１７年規則第６４号で平成１７年６月１日から施行）

附　則（平成１８年条例第６０号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の第２６条第３号の規定の適用については、同号ウ中「または障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設」とあるのは「、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設または障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）附則第４１条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設」とする。

附　則（平成１９年条例第５２号）

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年条例第６１号）

この条例は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

附　則（平成２７年条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月２２日条例第１９号）

（施行期日）

1　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年９月２０日条例第３６号）

この条例は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成３０年規則第４４号で平成３０年９月２５日から施行）

附　則（令和６年３月１４日条例第２１号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。